

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

佐世保市長 朝 長 則 男

佐世保市規則第22号

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例（平成29年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区自治協議会の名称及び区域)

第2条 条例第10条第2項の規則で定める地区自治協議会（以下「協議会」という。）の名称及び区域は、別表のとおりとする。

2 協議会は、その隣接する協議会及び変更に係る町内会等との間において異議のないときは、当該協議会の区域の変更について、市長に申し出ることができるものとする。

(協議会の活動)

第3条 条例第11条に規定する協議会が取り組む事項の具体的内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該区域の町内会等に対する支援に関すること。
- (2) 当該区域の住民に対する情報発信並びに住民相互の情報交換、交流及び親睦に関すること。
- (3) 当該区域の防災、防犯、住民の健康と福祉の増進、青少年の健全育成、子育て支援並びに生活環境の保持及び改善等に関すること。
- (4) 協議会の運営や活動を担う人材の育成及び発掘に関すること。
- (5) その他地域の実情に応じ必要と認められる事業に関すること。

2 協議会の具体的な活動の内容は、当該協議会の規約で定めるものとする。

(認定の申請)

第4条 条例第13条第1項の規定による申請は、地区自治協議会認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

- (3) 構成員の一覧を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(認定の通知等)

第5条 市長は、条例第12条の規定により協議会の認定を行ったときは、地区自治協議会認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、協議会の区域に存する町内会等のうち、当該協議会として認定を受けようとする団体の運営及び活動に参画する町内会等が、概ねその8割に相当する数に満たないときは、当該団体は、条例第12条各号に掲げる認定の要件を満たさないものとみなす。

2 市長は、協議会の認定をしたときは、その旨を明示した上で、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の事務所の所在地
- (3) 認定年月日  
(認定事項の変更)

第6条 条例第13条第2項の規定による変更の申請は、地区自治協議会認定事項変更承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る変更を承認したときは、地区自治協議会認定事項変更承認通知書（様式第4号）により、当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、認定事項に係る変更を承認したときは、その旨を明示した上で、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 変更の内容
- (2) 承認年月日  
(認定の取消し)

第7条 市長は、条例第13条第3項の規定により協議会の認定を取り消したときは、地区自治協議会認定取消通知書（様式第5号）により当該協議会に通知するものとする。

2 市長は、協議会の認定を取り消したときは、その旨を明示した上で、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 取消しに係る協議会の名称
- (2) 取消しの理由
- (3) 取消年月日

(協議会の解散)

第8条 協議会は、協議会を解散しようとするときは、あらかじめ、地区自治協議会解散届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を明示した上で、次に掲げる事項について告示するものとする。

(1) 解散に係る協議会の名称

(2) 解散年月日

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

協議会の名称	協議会の区域
宮地区自治協議会	南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町
三川内地区自治協議会	桑木場町の一部、新替町、三川内本町、木原町、下の原町の一部、塩浸町、口の尾町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町、横手町、心野町
針尾地区自治協議会	針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町の一部
江上地区自治協議会	有福町、指方町、江上町、ハウステンボス町の一部、針尾北町の一部
広田地区自治協議会	重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、崎岡町、ハウステンボス町の一部
早岐地区自治協議会	平松町、早岐一丁目、早岐二丁目、早岐三丁目、陣の内町、勝海町、若竹台町、田の浦町、早苗町、上原町、花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、権常寺一丁目、桑木場町の一部、下の原町の一部
日宇地区自治協議会	大塔町、もみじが丘町、日宇町、黒髪町、大和町の一部、白岳町、卸本町、大岳台町、沖新町

崎辺地区自治協議会	天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、東浜町、崎辺町、十郎新町、前畑町
南地区自治協議会	東山町、大黒町、大宮町、木風町、藤原町、稲荷町、大和町の一部、干尽町の一部
山澄地区自治協議会	福石町、若葉町、潮見町、山祇町、須田尾町、峰坂町の一部、三浦町の一部、白南風町、干尽町の一部
中部地区自治協議会	白木町、小佐世保町、須佐町、高梨町、戸尾町、松川町、京坪町、上京町、下京町、塩浜町、万津町、山県町、新港町、花園町、熊野町、山手町、名切町、折橋町、松山町の一部、田代町、湊町、宮地町、栄町、松浦町、常盤町、祇園町、宮崎町、光月町、島地町、勝富町、島瀬町、本島町、高天町、烏帽子町、平瀬町の一部、三浦町の一部、峰坂町の一部、八幡町の一部、桜木町の一部
清水地区自治協議会	保立町、宮田町、梅田町、清水町、城山町、中通町、石坂町、万徳町、八幡町の一部、比良町、東大久保町、西大久保町、泉町、長尾町、園田町、上町、元町、木場田町、福田町、相生町、俵町、天満町、高砂町、浜田町、谷郷町、小野町の一部、矢岳町の一部
西地区自治協議会	神島町、鶺鴒渡越町、今福町、金比良町、御船町、矢岳町の一部、平瀬町の一部、立神町
愛宕地区自治協議会	小島町、赤崎町、鹿子前町の一部
九十九地区自治協議会	船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町
黒島地区自治協議会	黒島町
相浦地区自治協議会	上相浦町、木宮町、光町、棚方町、相浦町、愛宕町、竹辺町、新田町、小野町の一部、高島町、川下町、母ヶ浦町、長坂町、大湯町、日野町、星和台町、椎木町、鹿子前町の一部、浅子町
中里皆瀬地区	中里町、上本山町、下本山町、八の久保町、岳野町、吉岡

自治協議会	町、小川内町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、菰田町、楠木町の一部
大野地区自治協議会	桜木町の一部、赤木町の一部、矢峰町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、瀬戸越町、松原町、原分町、大野町、田原町、楠木町の一部、松瀬町、知見寺町
北地区自治協議会	横尾町、春日町、桜木町の一部、赤木町の一部、松山町の一部
柚木地区自治協議会	柚木元町、筒井町、潜木町、上柚木町、柚木町、小舟町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町
吉井地区自治協議会	吉井町立石、吉井町大渡、吉井町前岳、吉井町踊瀬、吉井町春明、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町上吉田、吉井町田原、吉井町吉元、吉井町下原、吉井町乙石尾、吉井町高峰、吉井町草ノ尾、吉井町福井、吉井町板樋、吉井町梶木場、吉井町直谷
世知原地区自治協議会	世知原町開作、世知原町上野原、世知原町槍巻、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町太田、世知原町木浦原、世知原町筈瀬、世知原町岩谷口、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町西ノ岳
宇久地区自治協議会	宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良、宇久町寺島
小佐々地区自治協議会	小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町臼ノ浦、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町楠泊、小佐々町矢岳、小佐々町葛籠
江迎地区自治協議会	江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町根引、江迎町栗越、江迎町籾尾、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町長坂、江迎町上川内、江迎町埋立、江迎町末橋、江迎町三浦、江迎町北平、江迎町乱橋、江迎町小川内、江迎町赤坂、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町猪調、江迎町田ノ元

鹿町地区自治 協議会	鹿町町深江、鹿町町新深江、鹿町町深江潟、鹿町町土肥ノ 浦、鹿町町鹿町、鹿町町口ノ里、鹿町町中野、鹿町町船ノ 村、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町長串、鹿町 町九十九島、鹿町町大屋
---------------	---

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 地区自治協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊤

連絡先電話番号

### 地区自治協議会認定申請書

\_\_\_\_\_地区において、地区自治協議会を設置したいので、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

協 議 会 の 名 称	
事 務 所 の 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
設 立 年 月 日	
参加している地域団体の名称	(町内会等)  (その他地域団体)

(添付書類)

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員の一覧を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

佐世保市指令 第 号

\_\_\_\_\_地区自治協議会

代表者 様

## 地区自治協議会認定通知書

年 月 日付で申請のあった\_\_\_\_\_地区自治協議会の設置については、  
佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例第12条の規定により認定しましたので、通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

協議会の名称	
事務所の所在地	
認定年月日	
備考	



佐世保市長 様

申請者 地区自治協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊤

連絡先電話番号

### 地区自治協議会認定事項変更承認申請書

\_\_\_\_\_地区自治協議会の認定に係る事項を変更したいので、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

（対象となる変更事項に☑を入れて下さい。）

事務所の所在 代表者氏名 参加している地域団体の名称 規約

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

（注）変更内容の詳細を示す資料等があれば添付してください。

様式第4号（第6条関係）

佐世保市指令 第 号

\_\_\_\_\_地区自治協議会

代表者 様

### 地区自治協議会認定事項変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった\_\_\_\_\_地区自治協議会の認定事項に係る  
変更については、承認しましたので、通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第5号（第7条関係）

佐世保市指令 第 号

\_\_\_\_\_地区自治協議会

代表者 様

## 地区自治協議会認定取消通知書

佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例第13条第3項の規定により、\_\_\_\_\_地区自治協議会の認定を取り消したので、通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

協 議 会 の 名 称	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	
備 考	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 地区自治協議会の名称

代表者住所

代表者氏名

㊤

連絡先電話番号

### 地区自治協議会解散届出書

\_\_\_\_\_地区において、地区自治協議会を解散するので、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

協 議 会 の 名 称	
認 定 年 月 日	
解 散 年 月 日	
解 散 理 由	
備 考	